



江南市市民自治に

よるまちづくり

基本条例の中身

その2

今回、説明する第2章（第4条～第7条）は、江南市のまちづくりを推進するための基本原則です。基本条例では4つの基本原則を確認していきます。

第4条 市民自治の原則

まちづくりは、市民自治の下に行われます。

まちづくりは市民の主體的な意思と責任に基づく「市民自治」を基本とすることを原則として定めています。

第5条 協働の原則

市民、事業者等及び市は、協働して、まちづくりを推進します。

まちづくりを推進していくために、市民、事業者等と、議会、執行機関等とが協働す

ることを原則として定めています。

第6条 平等の原則

市民は、年齢、性別、国籍等にかかわらずなく、まちづくりに平等に参加できません。

市民がまちづくりに参加するに当たっては、男女の対等はもちろん、子どもや外国籍の市民なども、その主體的な意思により、平等に参加できることを原則として定めています。ただし、住民投票制度に係る年齢、国籍等に関する平等の原則などについては、今後別に定めていくこととなります。

第7条 情報共有の原則

市民、事業者等及び市は、まちづくりに関する情報を共有します。

市民、事業者等、議会、執行機関等が協働するためには、それぞれが保有する情報を公開し、相互に提供するなどして、共有する必要があることを原則として定めています。

問合せ 地域協働課（内線

3233）